

パープルリボンタペストリー貸出要領

(目的)

第1条 摂津市立男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）が所有するパープルリボンタペストリーを男女共同参画センターが主催するイベント等に支障のない範囲で貸出することを目的とする。

(貸出対象先)

第2条 貸出対象者は、市内外の官公庁・団体・企業等とし、使用目的が公共性のあるもの、また、その使用において、女性に対する暴力防止のアピールに効果があるものとする。

(貸出先の決定)

第3条 貸出先の決定は、男女共同参画センター長が決定する。

(貸出許可)

第4条 貸出許可は、男女共同参画センター長が文書をもって通知する。

(貸出期日)

第5条 貸出期日は、原則的に1週間単位とする。

(貸出料)

第6条 貸出の際には、借用者が送料を負担する。

(貸出方法)

第7条 貸出を受けようとする者は、借用申請書に所定事項を記入し、貸出期日の概ね1か月前までに、男女共同参画センター長に届出する。

(貸出物の搬入・返却)

第8条 貸出物の搬入と返却に関しての運搬手段については、借用者が手配するものとする。

(破損・紛失)

第9条 借用者の不注意により貸出物の破損、または紛失した場合は、借用者において弁済するものとする。

(貸出物の管理)

第10条 貸出物の保管及び貸出等は、男女共同参画センターがあたるものとする。

(転貸)

第11条 借用者における転貸を厳禁する。

(貸出物の周知)

第12条 借用者は、貸出物が男女共同参画センターから借り受けたものであることを、イベント等の報道発表並びにチラシ・ポスター・パンフレット等の作成の際には、必ず周知するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、男女共同参画センター長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。